

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社エクレール
- (2) 代表者 代表取締役 峯野 航
- (3) 所在地 河内長野市大矢船北町 6 番 13 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 放課後等デイサービスてんとん1くみ
- (2) 所在地 富田林市寺池台三丁目 1 番 18 号
- (3) サービス種別 児童発達支援・放課後等デイサービス

3 処分年月日

令和 4 年 8 月 3 日

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和 4 年 8 月 3 1 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正な手段による指定

指定申請時に勤務予定であった保育士（常勤）が勤務できない事実が判明したにもかかわらず申請内容の変更等をしないまま、人員基準を満たさない状態で事業を開始したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号に該当するため。